



令和 7 年 11 月 14 日

内閣府政策統括官（防災担当）

「令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が11月11日（火）に閣議決定され、本日（11月14日（金））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

※当該災害は、令和7年8月18日及び8月25日に「令和7年8月6日からの大雨による災害」として激甚災害の指定見込みを公表したものです。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 江口、桑

T E L : 03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(※令和7年8月6日からの大雨による災害)

2. 適用措置の指定

【本激】

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

(過去5か年の実績の平均では公共土木施設等は71%→84%に嵩上げ)

②農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ

(過去5か年の実績の平均では農地は86%→97%に嵩上げ)

③農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（法第6条）

農業協同組合、漁業協同組合等が所有する倉庫、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、通常の国庫補助率を嵩上げ(通常20%→最高90%)

④公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（法第16条）

公立社会教育施設の災害復旧事業に対し2/3の補助

⑤私立学校施設災害復旧事業に対する補助（法第17条）

私立学校施設の災害復旧事業に対し1/2の補助

⑥市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（法第19条）

市町村の行う感染症予防事業(消毒等)の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担

⑦小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条） 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	熊本県 ^{ぎょくとうまち} 玉東町

3. スケジュール

11月11日（火） 閣議決定
11月14日（金） 公布・施行

政令第三百七十三号

令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びに

これに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二
条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」とい
う。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げると
おり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和七年八月五日から九月二十一日までの間の豪 雨及び暴風雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、 第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに熊 本県玉名郡玉東町の区域に係る激甚災害にあつて は、法第十二条に規定する措置

備考

一 上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。

二 上欄の暴風雨とは、令和七年台風第十二号及び同年台風第十五号によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。